

平成 30 年 7 月吉日

保険薬局各位

済生会和歌山病院
薬剤部長代行 澤本成史
薬剤科長 木村 真

「済生会和歌山病院・院外処方箋疑義照会簡略化プロトコル」

一部改訂のお知らせ

記

平素は、済生会和歌山病院の院外処方箋の発行についてご協力いただきありがとうございます。

「済生会和歌山病院・院外処方箋疑義照会簡略化プロトコル」（以下、簡略化プロトコル）の運用後、おかげさまで非常に役立っていると保険薬局の先生方からの声を幾つか頂いております。今回、一部内容を加筆・修正いたしました。

保険薬局の先生方におきましては、改訂内容をご確認して頂き、今後も継続して簡略化プロトコルの運用にご意見、ご協力をよろしくお願い致します。

「院外処方箋疑義照会簡略化プロトコル」の運用について

標記の件につきまして、下記のとおり取り決めさせていただきたくご確認の程、よろしくお願ひ致します。

尚、不明な点等ございましたら、済生会和歌山病院 薬剤部までお問い合わせ頂きますようお願いいたします。

※麻薬については、疑義照会簡略化プロトコルの適用と致しません。

1. 疑義照会の不要な例

下記に疑義照会不要例を示しますが、必ず患者さんに価格、服用方法等を説明後、同意を得て変更を行ってください。また、変更後は、必ずお薬手帳にその旨を明記してください。

①成分名が同一の銘柄変更

例：アムロジンOD錠 5mg ⇒ ノルバスクOD錠 5mg
⇒ アムロジピンOD錠 5mg「トーワ」

※商品名が変わる変更は、「後発医薬品変更可」の場合のみ可能です。

②剤形の変更

例：ミヤBM錠 ⇒ ミヤBM細粒
アクトス錠 15mg ⇒ アクトス OD 錠 15mg

※用法用量が変わらない場合のみ可。

※安定性、体内動態、投薬方法等を考慮して行ってください。

※外用薬の変更は不可です。(軟膏→クリーム等の製剤の変更等は疑義照会をして下さい)

※インスリンのデバイス変更については剤形の変更として適用しません。

③別規格の製剤がある場合、処方規格を別の規格へ変更すること

例：5mg 錠 1回2錠 ⇒ 10mg 錠 1回1錠
40mg 錠 0.5錠(半錠) ⇒ 20mg 錠 1錠

※患者さんに(薬効、安定性、価格等)説明、同意のうえ変更してください。

④湿布薬や軟膏での規格変更に関すること

例：モーラスパップ 30mg(7枚入り)×6袋 ⇒ モーラスパップ 30mg(6枚入り)×7袋
マイザークリーム 0.05%(10g入り)×2本 ⇒ マイザークリーム 0.05%(5g入り)×4本

⑤ 一般名処方における調剤時の類似剤形への変更（先発品類似剤形への変更を含む）

例：【般】 アムロジピン OD 錠 5mg ⇒アムロジピン OD 錠 5mg 「サワイ」
⇒アムロジピン錠 5mg
⇒アムロジピン内服ゼリー5mg

※一般名処方においては、下記に掲げる範囲内で変更を可能とします(先発、後発は問いません)。

・錠剤（普通錠）、錠剤（口腔内崩壊錠）、カプセル剤、丸剤、ゼリー剤（1回分包装の場合）、フィルム剤（口腔内崩壊剤）

※患者さんに（飲み方、価格等）説明、同意の上調剤してください。

※銘柄等については「おくすり手帳」による情報提供を徹底してください。

⑥ 処方製剤をコンプライアンス等の理由により、かかりつけ薬局の判断で粉砕や混合をすること

※安定性のデータに留意し患者様に十分説明のうえ、粉砕、混合してください。

※粉砕、混合加算を算定される場合は必ず疑義照会を行ってください。

⑦ 処方薬剤をコンプライアンス等の理由により、かかりつけ薬局の判断で一包化調剤すること

※安定性のデータに留意し患者様十分説明のうえ、一包化してください。

※一包化加算を算定される場合は必ず疑義照会を行ってください。

⑧ 「後発医薬品変更不可」の場合でも、オーソライズドジェネリックに限り、変更すること

※オーソライズドジェネリックについて十分説明した上、同意を得て変更してください。

2. 各種問い合わせ窓口・受付時間

① 疑義照会（診療、調剤に関する疑義・質疑に関すること）

平 日：8:30～17:15（薬剤部 073-424-9803）

17:15以降（代表 073-424-5185 ※当直医が対応いたします）

② 保険（保険番号、公費負担などに関すること）

平 日：8:30～17:15（医事課 TEL：073-424-5185（代表））

3. 運用開始日

- ・平成 28 年 4 月 1 日
- ・平成 28 年 8 月 7 日改訂
- ・平成 30 年 7 月 9 日改訂